

市立野洲地域医療センター
特浴装置一式納入業務

仕様書

仕様書

1. 調達物品名称及び数量

(1) 物品名

シャワー入浴装置

(2) 構成内容及び数量

シャワー入浴装置

3式

高さ調節式ストレッチャー

3式

2. 納入場所

滋賀県野洲市富波甲1294番地

市立野洲地域医療センター

3. 納入期間

令和8年12月1日から令和9年2月28日まで

(物品の搬入・設置・調整については原則令和9年2月12日までに完了すること。
ただし、それ以降に調整等が必要な場合は令和9年2月28日までに完了すること。)

4. 機器設置条件

- (1) 納入者は、病院担当者に作業実施計画書を提出し、承認を受けた作業実施計画に基づき、指定された日時及び方法により機器を納入・設置すること
- (2) 機器の納入・設置にあたり、必要な工事等（調達物品を有効に稼働させる為に生じる本体工事変更を含む）は全て納入業者の負担により行うものとする
- (3) 機器の納入・設置及びその期日については、病院担当者と詳細に協議のうえ行うものとする
- (4) 機器納入・設置に際して養生等が必要な場合は、納入者が養生設置、撤去及び廃棄について責任を持って実施すること
- (5) 機器納入・設置の際に建物等を破損等した場合は、病院担当者に報告し、速やかに補修を行うこと
(納入者は補修に係る費用を負担すること)
- (6) 建物に固定する機器にあつては、十分な耐震対策を講じること

5. 構成リスト

[illegible]